令和８年度佐賀県地域産業クラスター計画等企業参画促進広報業務仕様書

１　委託事業名

令和８年度佐賀県地域産業クラスター+計画等企業参画促進広報業務

２　背景

国の地域未来戦略を踏まえ、本県においても地域産業クラスター計画等の策定を進めている。地域の強みや特性を生かした産業クラスターの形成を進めるとともに、地域資源を最大限活用し、地域経済の持続的な成長を目指すものである。

これに伴い、佐賀県における地域産業のさらなる発展と持続的な成長を実現するため、各分野の計画推進の核となる企業（以下、「参画企業」という。）を公募しているところである。

地域未来戦略の実効性を高めるためには、より多くの企業の参画が必要であることから、国の地域未来戦略の趣旨、県の地域産業クラスター計画等策定の取組、参画の意義・メリット等について広く周知し、参画企業の拡大を図る必要がある。

なお、令和８年 11 月 9 日時点の参画企業数は 517 社（のべ数）であり、参画企業数 1,000 社（のべ数）を目標として取組を進めている

３　目的

国の地域未来戦略の趣旨、県の地域産業クラスター計画等策定の取組、企業が参画する意義、参画によるメリット等について県内企業へ広く周知するとともに、参画企業の募集・登録に向けた情報発信及び広報活動を行い、地域未来戦略への参画企業数の拡大を図ることを目的とする。

なお、参画企業の募集については、11 月 26 日まで第３次公募を実施中。今後も募集は行う予定であり、募集期間を意識した情報発信を行うこと。

※国の地域未来戦略、県の地域産業クラスター計画等策定の取組、産業企業の制度については、別添資料１～３を参照すること。

＜参画企業登録とその後の流れ＞

（１）県内企業が地域未来戦略参画企業へ登録する。

※登録はロゴフォームにて受け付ける。（https://logoform.jp/form/jbBd/1794435）

（２）参画企業の今後の投資予定等を踏まえ、県において県計画案を作成する。

（３）参画企業のうち一部企業は、国との調整を経て、各分野の計画に位置付ける場合がある。

＜参画企業のメリット＞

・地域未来戦略及び関連施策に関する情報提供
・佐賀県地域未来フォーラム、説明会、交流会等への参加機会の提供
・参画企業間や関係機関とのネットワーク形成機会の創出
・県による各種支援施策等の情報提供
・計画公表後の事業推進に向けた支援等

＜佐賀県の地域未来戦略関する取組の詳細＞

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003121059/index.html

4　委託業務の内容

本委託業務は、地域未来戦略への参画促進を図るため、県内企業に対し、効果的な媒体及び手法を活用した総合的な広報活動を実施するものである。

また、各種広告及び広報物の文章及びデザインについては、一貫性や統一性を保ったものとし、委託者への確認を行うこと。

なお、受託者は、本仕様書に示す内容に加え、参画企業数の増加につながる広報手法について、必ず独自提案を行うこと。独自提案には、広告掲載回数の上乗せ、追加媒体の活用、本仕様書に示す内容以外の広報施策を含むものとする。

（１）県内企業向け広報の実施

①　ターゲット

県内企業の経営者、役員、管理職、経営企画担当者等

②　訴求内容

・国の地域未来戦略の趣旨及び目的
・佐賀県の地域産業クラスター計画等に関する取組
・参画企業制度の周知
・企業が地域未来戦略へ参画する意義
・参画企業登録によるメリット
・参画企業登録の方法
・その他、企業の参画促進につながる内容

③　広報実施内容

ア　新聞広告、ラジオ CM 等を利用した広報

・県内で最も発行部数が多い佐賀新聞を活用し、５段 1/2（縦 16.8 ㎝×横 18.7 ㎝）サイズ以上のカラー広告を作成し、３回以上掲出すること。なお、掲載紙面は指定しない。
・広告内容は委託者と協議の上決定すること。

イ　ラジオ CM

・県内企業への周知効果が見込まれるラジオ媒体を活用し、ラジオＣＭを制作・放送すること。
・放送時期は、主に通勤時間帯を中心とし、１か月以上の放送を行うこと。
・放送媒体、放送回数及び放送時間帯については、最も効果的と考えられる手法を提案すること。

ウ　チラシの作成

・県内企業向けのチラシ（A4・両面カラー）を作成すること。
・印刷部数は 3,000 部とし、県が指定する場所へ納品すること。
・また、以下の電子データを提出すること。
　・PDF データ

・編集可能データ（Adobe Illustrator 形式等）
・使用した写真、イラスト、図表等の元データ

エ　独自提案による広報

受託者は、上記のほか、本業務の目的達成に資する広報手法について提案することができる。提案に当たっては、想定ターゲット、実施手法、期待される効果を明示すること。

④　広報時期

令和９年１月から令和９年３月まで

※広報媒体ごとの実施時期、訴求内容、想定到達人数等を整理した広報計画を提案時に提出すること。

（２）事業効果の分析・検証及びフィードバック

事業実施結果及び事業効果について分析・検証を行い、実績報告書に記載すること。

（３）進行管理

受託者は、業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、適切な進行管理を行うこと。また、工程表に大きく変更が生じる場合は、その都度工程表を作成し、速やかに県に提出すること。

５　実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を１名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

６　実績報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する実績報告書を委託元に提出し、検査を受けなければならない。

７　成果品

受託者は、業務完了時に次の成果品を提出すること。

・効果分析報告書
・新聞広告等の制作データ
・ラジオ CM 原稿及び音源データ
・チラシデータ（PDF 及び編集可能データ）
・使用した図表、イラスト等のデータ
・その他委託者が指示する成果物

８　委託契約期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）までとする。

9　委託上限額

４，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

10　その他

（１）本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

（２）労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。

（３）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

（４）本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

（５）受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。

（６）受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

（７）受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

（８）本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を書面にて報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。

（９）個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。

(10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(11) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。